



皆さんが提供されている医薬品の適正使用に関する情報は、医療を行う上で医師にとっても、また患者さんにとっても大切な情報となっています。

最近の医学や薬学の進歩はきわめて速く、医療の一端を担うMRには、常に最新の知識を身につけることが求められています。

MRの皆さんには、学び続けることが求められています。こうした努力により、皆さんは社会に貢献していると思います。

MRの資質を向上するための制度として、MR認定制度とMR教育研修制度の二つの制度を実施しています。

MR認定証に誇りを持って、最新の知識を基としたMR活動をされることを強く期待しています。

公益財団法人MR認定センター
(通称 MR認定センター)

公正な機関による客観的な
資質の評価に基づく認定制度

医薬情報担当者
MR(Medical Representatives)

MRの資質向上 MR活動の改善
平成9年(1997年)に設立

公益財団法人MR認定センター、通称「MR認定センター」は、
『MRの資質向上とMR活動の改善により、医薬品情報の専門家としての地位を確立す
るために、MR認定制度を行う公的機関として、平成9年に設立されました。

公益財団法人MR認定センター
(通称 MR認定センター) の目的

- MRの資質を認定する試験の実施
- MRの資質向上を図るための教育研修への支援
- MRにかかわる調査研究

医薬品の適切な使用のために
必要な情報提供などの資質向上を図る

「国民の保健衛生の向上に寄与する」

具体的には、MR認定試験の実施と、MRの資質向上を図るための教育研修への支援
およびMRにかかわる調査研究を行い、医薬品の適正な使用のために必要な情報提供
の資質向上をはかり、「国民の保健衛生の向上に寄与する」ことを目的としています。

つまりMRの皆さんを通して、「患者さんの役に立つこと」を目的に設立されました。

MRの定義

MRとは企業を代表し、
医療用医薬品の適正な使用と
普及を目的として、
医療関係者に面接の上、
医薬品の品質・有効性・安全性
などに関する情報の
提供・収集・伝達を主な業務として
行う者をいう

当センターにおける「MR」とは、

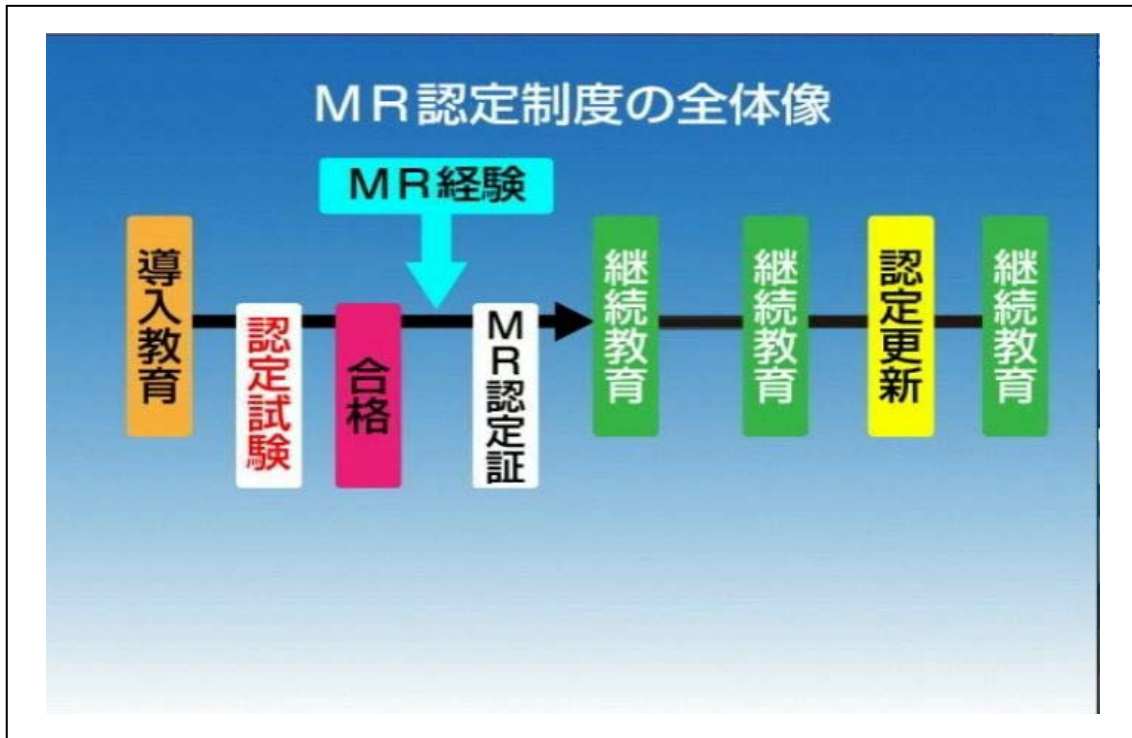
「企業を代表し、医療用医薬品の適正な使用と普及を目的として、医療関係者に面接の上、医薬品の品質・有効性・安全性などに関する情報の提供・収集・伝達を主な業務として行う者をいう」としています。



また、「MRに求められる資質」としては、医学的、薬学的な基礎知識や各社の製品知識などの「知識」と、情報の提供、収集、伝達などを行うための「技能」と、医療の一端を担う者としての態度・行動の基となる「倫理観」があります。

MRは、この3つの資質が、常に向上するように努める必要があります。

そのため、当センターではMRの教育研修制度とMR認定制度を行っています。



それではMRの教育研修制度についてご説明します。

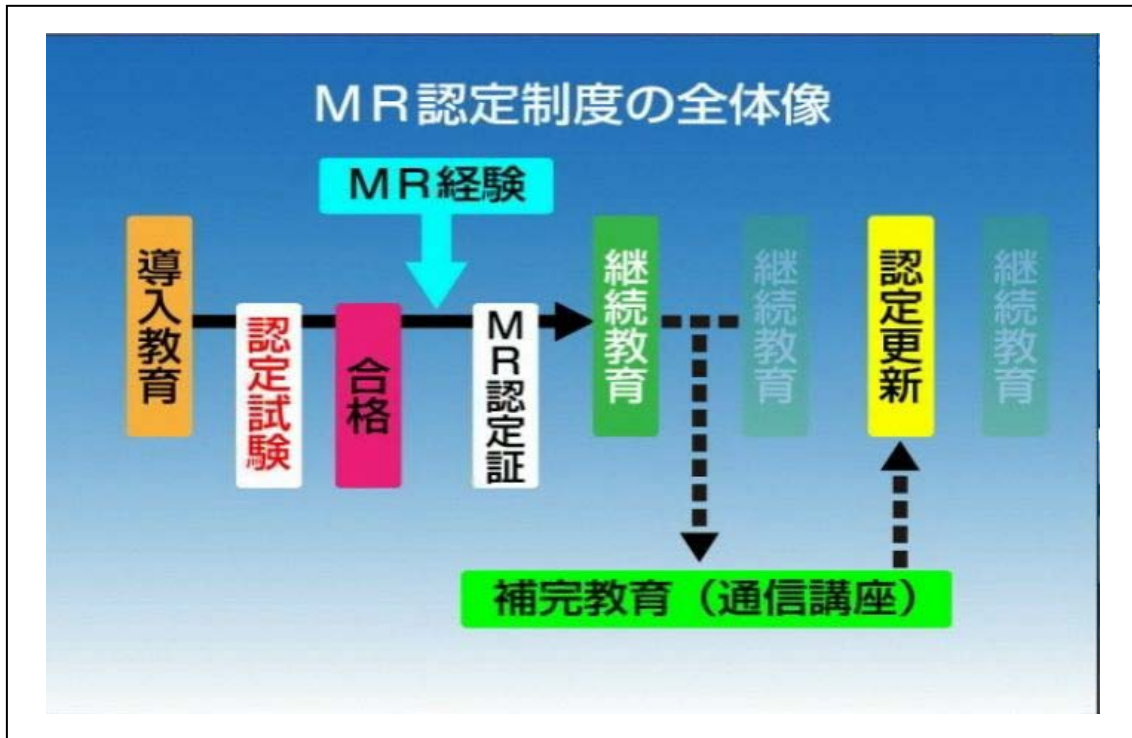
研修は、「導入教育」と「継続教育」の2つから成り立っています。

MRになるための導入教育を修了すると、MR認定試験の受験資格が得られます。

毎年12月に行われているMR認定試験に合格し、導入教育修了後にMRとしての実務経験を6カ月修了すると、MR認定証を取得することができます。

導入教育修了後は、毎年の継続教育を受講し、一定の条件を修了すると継続教育の修了認定が得られます。

こうした教育の修了を条件として、MR認定証は5年を単位に更新されます。



また、継続教育を修了できなかった年度を空白年度といいます。

企業に所属していないなどの理由により、空白年度がある方を対象として、MR認定証の有効期限の前年に受講する補完教育という通信講座があります。補完教育を修了するとMRの認定証を更新することができます。



次に、MR認定証の更新条件についてご説明します。

これは、MR認定証の更新条件の考え方を表しています。

ここで言う「1年」とは「年度」のことをいい、4月1日からその翌年3月31日までを1年と考えます。

導入教育の受講年度を1年目とし、認定試験合格後の「継続教育」4年間、合計5年間にわたり、「認定研修」を受講します。

更新に必要な過去5年間の継続教育の修了認定を受けていれば、そのまま6年目にMR認定証の更新手続きが行えます。

しかし、継続教育を受けていない空白年度がある場合は、空白年度分の補完教育通信講座を6年目に受講する必要があります。



補完教育通信講座は、5年に1回しか受講できません。

受講時期は、MR認定証の有効期限ごとに決まっています。

通常は有効期限前年の6月から受講申し込みを行い、受講します。

有効期限を過ぎると受講申し込みができないので、注意が必要です。

補完教育通信講座は、製薬企業やCSOに所属している場合、企業を通して申し込みを行い、所属していない場合は、個人で当センター宛に申し込みを行います。

しかし、MR認定センターから「補完教育通信講座の案内」や「更新の案内」などは届きません。

各自、いつ補完教育を受講するのか、更新手続きを行うのかを確認しておく必要があります。



「MR認定証の更新条件確認メールサービス」、略称「Nikoサービス」というサービスについてご説明いたします。

Nikoサービスにより、自分の教育研修履歴を好きな時にメールで確認することが出来ます。

そこで簡単にこのサービスの利用方法をご説明いたします。

対象者



MR認定証の更新のための教育履歴を送信するサービスなので、利用できるのは、有効なMR認定証を持っている方、または、有効期限が切れて1年未満の方のみです。



登録するには、MR認定センターのホームページから専用ページに入ります。

またNikoサービスは、携帯などのモバイル機器でも利用することができます。

MR認定証はMRのみなさんにとって非常に大切なものです。

Niko サービスを利用し常に自分の教育履歴を確認し、疑問などがある場合は、早めに所属の製薬企業やCSOに確認するよう心がけましょう。